

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	天理市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/shichoukoushitsu/sougouseisakuka/maibanbaa/index.html

執行機関名 天理市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2第25項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第1条	天理市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、天理市介護保険条例(平成12年3月天理市条例第9号)第8条の規定による介護保険料の徴収猶予及び条例第9条の規定による保険料の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		天理市介護保険条例、天理市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱、天理市介護保険料の生活困窮者に対する減免取扱要領

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 19 号	天理市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱第6条 天理市介護保険料の生活困窮者に対する減免取扱要領第5条
②事務の内容	介護保険法第142条の保険料の減免及び徴収の猶予の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	天理市介護保険条例第8条の規定による介護保険料の徴収猶予及び条例第9条の規定による保険料の減免申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 19 号 イ	天理市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 19 号 ロ	天理市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱 第2条、第3条、別表 天理市介護保険料の生活困窮者に対する減免取扱要領第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該保険料の減免の申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報	当該保険料の減免の申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 19 号 ハ	天理市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱 第2条、第3条、別表 天理市介護保険料の生活困窮者に対する減免取扱要領第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

